

## 公益法人課税について（2002年5月15日）

東京大学法学部教授 中里 実

### 複数の政策の衝突

国家の諸政策が対立する場合の優先劣後

租税制度を用いた（租税以外の）政策目的の実現の場合

租税制度を用いる以上、租税の基本原則に配慮する必要がある

公平性 かなりの理屈がなければ優遇措置は認められない

中立性 経済活動にバイアスを与えるような措置は望ましくない

### 現行の公益法人税制

法人そのものは納税義務者であり、後は、活動内容で分けている

公益法人本来の性格を考慮して、収益事業以外は非課税としている

問題は、課税される活動の範囲いかんである

そのためには、経済的実態の把握がなによりも前提となる

### 政府税調における議論

公益法人の活動の実態をふまえて、対価性のある事業は課税せよという議論

「公益法人税制」という閉じた議論ではなく、租税制度全般における整合性の確保

### 国民生活審議会における議論

NPOの制度・実態について必ずしも明確でないまま租税優遇措置の議論に集中の印象

委員の多くがNPO関係者であったため、結果として当事者による減税主張となりがち

### 感想・意見

#### 新たな法人制度

現行制度の基本（設立許可等）をみなおすなら、租税制度はゼロベースで

法人格の取得、法人・活動の公益性の判定、租税優遇を区分した議論の必要性

公益性 = 租税優遇、ということには必ずしもならない

非営利法人には税の恩典が当然という議論は必ずしも成立しない

法人税制度も寄附金税制も、租税制度一般の中で議論する必要がある

したがって、租税の議論以前に、法人制度自体をつめる必要がある

租税優遇を念頭においてそこから出発する法人制度の検討ではこまる

また、補助金と租税優遇の相互関係も考慮する必要がある

新たな制度への移行に際しては、租税制度の観点からは「洗い替え」が前提である

設立許可の継続がなければ、一応は解散となる

主体の種類と、行為の二面からの要件を考えるべきである

#### 非営利法人を利用した国際的「節税」に関する裁判例

性善説でも性悪説でもない、客観的考察が必要